

**令和6年度採用
石巻地方広域水道企業団職員 社会人<土木>採用試験要項**

- 受付期間 令和5年7月3日(月)から令和5年8月14日(月)まで
(当日消印有効)
- 第1次試験 令和5年9月17日(日)

1 試験職種・採用予定人員・職務内容

試験職種	採用予定人員	職務内容
社会人 土木	1名程度	土木に関する技術的、かつ、専門的業務のほか、水道業務全般に従事します。

2 受験資格

(1) 年齢・資格

試験職種	受験資格
社会人 土木	昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方で、職種に関係の深い科目を履修した方(※1)または職種に関係する職務経験を有する方(※2)。

※1 「職種に関係の深い科目を履修した方」について

学校教育法による高等学校・高等専門学校・大学のいずれかにおいて、土木に関係の深い科目を履修し、卒業した方とします。

※2 「職種に関係する職務経験を有する方」について

直近7年(平成28年7月1日から令和5年6月30日まで)中に通算4年以上の土木工事の設計または施工管理の職務経験がある方とします。

(2) 次のいずれかに該当する者は、(1)の要件を満たしていても受験できません。

- ・ 日本の国籍を有しない者
- ・ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日時・試験科目・試験場

試験日時		試験種目	対象者	試験場
第1次試験	9月17日 (日)	10:00～11:30	全員	石巻地方広域 水道企業団
		13:00～14:00		
		14:20～14:40		
第2次試験	11月中旬	面接試験	第1次試験 合格者のみ	別途通知

4 試験内容

試験種目	内容	問題数 時間等	
第1次試験	基礎力試験	社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考力を問う分野の3分野	75題 1時間 30分
	論文試験	公務員として必要な識見、判断力、思考力等についての記述試験	800字 1時間
	適応性検査	公務員に求められる資質についての検査	150題 20分
第2次試験	面接試験	公務員としての適格性についての面接	

※ 第1次試験合格者には、所定の健康診断書を提出していただきます。

5 受験手続

申込書の 入手方法	<p>① 石巻地方広域水道企業団総務課・北部地区管理事務所、石巻市総務部人事課・各総合支所及び各支所、東松島市総務部総務課及び鳴瀬総合支所で配布します（土日祝日を除く）。</p> <p>② 郵送を希望する場合は、封筒の表面に「社会人試験申込書請求」と朱書きのうえ、あて先を明記した返信用の角2封筒（A4サイズが入る大きさの封筒に140円切手を貼付）を必ず同封し、請求してください。</p> <p>③ 企業団ホームページ (https://www.ishikousui.or.jp) からダウンロードも可能です。</p>
申込方法	<p>封筒の表面に「社会人受験」と朱書きのうえ、簡易書留等の確実な方法により、石巻地方広域水道企業団 総務課あてに必要な書類を郵送してください。</p> <p>※ <u>郵送に限り受け付けます。</u></p> <p>※ 受験票（郵政ハガキを使用する場合を除く）には63円切手を貼付してください。また、申込書及び履歴書は折り曲げないでください。</p>
請求・申込 問い合わせ先	〒986-0861 石巻市蛇田字新上沼116番地 石巻地方広域水道企業団 総務課 TEL:0225-95-6713
受験票の 交付	受験票は受付期間終了後に発送しますが、 <u>令和5年9月8日（金）</u> までに届かない場合は、総務課までお問い合わせください。

6 合格発表・採用時期

合格 発表	第1次	10月下旬に公告するほか、受験者全員に通知します。
	第2次	12月上旬に公告するほか、第2次試験受験者全員に通知します。
採用方法	<p>最終合格者を採用候補名簿に登載し、上記1に予定する人員を採用するほか、必要が生じたときに採用します。</p> <p>採用候補者名簿の有効期限は、第2次試験の合格発表の日から1年間です。</p> <p>採用時期については下記のとおりですが、状況等によって採用日が前後する場合があります。</p>	
採用時期	原則として、令和6年4月1日から採用します。	

7 給与

- (1) 平成3年生まれの方で民間企業に14年勤務した場合は次のとおりですが、勤務経験年数などにより変動いたします。

初任給モデル	219,200円
--------	----------

- (2) 上記のほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等がそれぞれの要件により支給されます。